

別記様式第7号その3 (第4条関係)

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 1/5																																										
対象事項		景観形成基準				チェック欄																																				
建築物	配 置	●河川、道路、公園等優れた地域の特性を活用するよう努めること。																																								
		●周辺建築物の壁面の位置を考慮し、調和を図るよう努めること。																																								
		●信濃川沿いの道路に接する部分については、セットバック等により、歩行者等に圧迫感を与えないよう努めること。																																								
		●対岸からの眺望景観に配慮し、道路及び隣地との間の距離を確保して背後のまちなみが見えるよう努めること。																																								
	意 匠	●建築物全体が統一感のある意匠となるよう努めること。																																								
		●道路に面する外壁だけでなく、側面についても配慮すること。																																								
		●対岸からの眺望景観に配慮し、長大な壁面を避け、開放感と広がりのある景観となるよう努めること。																																								
	高 さ	<p>●開放感のある景観となるよう、高さは、50メートル以下とすること。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに定めるところによることができる。</p> <p>(ア) 平成19年4月1日(新潟市景観計画当初施行日)時点に現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、高さ50メートルを超えていた建築物の新築、増築、改築又は移転については、既存の高さ以下とすること。</p> <p>(イ) 都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第3項に規定する地域をいう。)内の建築物で、新潟市景観審議会の意見を聴いて、市長が特に良好な景観形成を図ることができると認めた建築物の新築、増築、改築又は移転については、市長が認めた高さ以下とすること。</p>																																								
	色 彩	<p>●道路その他の公共の場所から見える部分の外壁及び柱等並びに勾配屋根の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色は、この限りではない。</p> <p>みなとゾーン(信濃川河口から柳都大橋)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">3階以下の外壁等</th> <th colspan="2">4階以上の外壁等</th> <th colspan="2">勾配屋根</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="3">4以上 8.5以下</td> <td>-</td> <td>6以上 9以下</td> <td>-</td> <td>+4以上 9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR ~5Y</td> <td rowspan="2">4以下</td> <td>6以上 8未満</td> <td>4以下</td> <td>4以上 8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8以上 9以下</td> <td>2以下</td> <td>8以上 9以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> <td>6以上 9以下</td> <td>1以下</td> <td>4以上 9以下</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>				色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 9以下	-	+4以上 9以下	-	5YR ~5Y	4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下	8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下	上記以外	2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下	
	色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等			勾配屋根																																			
明度		彩度	明度	彩度	明度	彩度																																				
無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 9以下	-	+4以上 9以下	-																																				
5YR ~5Y		4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下																																				
			8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下																																				
上記以外	2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下																																					
<p>注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。</p>																																										

対象事項	景観形成基準	チェック欄
------	--------	-------

建 築 物 色 彩	萬代橋ゾーン (柳都大橋から八千代橋)						
	色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
	無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 8.5以下	-	4以上 8.5以下	-
	5 Y R ~ 5 Y		4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下
				8以上 8.5以下	2以下	8以上 8.5以下	2以下
	上記以外	1以下	6以上 8.5以下	1以下	4以上 8.5以下	1以下	
	河川ゾーン (八千代橋から本川大橋)						
	色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	3以上 8.5以下	-	6以上 9以下	-	4以上 9以下	-	
10 R ~ 5 Y		6以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下	
			8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下	
上記以外	2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下		

●色数は、できるだけ少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ)の対比が強くなるように努めること。

●道路その他の公共の場所から見える部分の強調色(アクセントカラー)については、使用部分を3階以下の部分に限るものとし、その使用面積(複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積)は、使用する壁面の3階以下部分の面積の20分の1以下とし、萬代橋ゾーンの強調色については、次の表のとおりすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色は、この限りではない。

色相	明度	彩度
無彩色	3以上 8.5以下	-
5 Y R ~ 5 Y		6以下
上記以外		2以下

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 3/5

対象事項		景観形成基準	チェック欄
建築物	仕上げ材	●汚れに耐え、損傷しにくく、色があせない等の材料の使用に努めること。	
		●面積の大きい屋根や外壁は、光沢の強い材料の使用を避けるように努めること。	
	建築物上部	●建築物本体と一体的なデザインとし、建築物上部の形態を整えるよう努めること。	
		●屋根の形態は、まちなみとの調和に配慮すること。	
	設備	●道路からできるだけ見えにくい位置に設置するよう努めること。	
		●屋上設備は、壁面を立ち上げ、又はルーバー等により適切な覆いで隠すよう努めること。	
		●壁面設備は、壁面と同一の色調とする等建築物全体との調和に努めること。	
		●排気塔、換気フード等は、十分に意匠を検討し、目立たないような配慮をすること。	
		●窓面からの透過光や壁面、植栽のライトアップ、信濃川の水面への映り込み等、上質な夜間景観を演出するため、適切に照明設備を設置するよう努めること。	
		●対岸から直接光源が見えないよう、照明の配置や光源の遮蔽に配慮すること。	
		●照明の色温度は、3,000ケルビン以下とするよう努めること。	
		●照明は、輝度の高いものを避けるよう努めること。	
	屋外階段バルコニー等	●建築物全体としてまとまりのある位置及び意匠とするよう努めること。	
		●建築物が好ましい表情を持つような形状及び色彩となるよう配慮すること。	
	附属建築物等	●まちなみの統一感を乱さない配置に努めること。	
		●建築物本体と調和するよう努めること。	
		●緑化等で目立たないよう工夫すること。	
	外構及び植栽	●道路との境界部は、歩行者空間とのつながりに配慮し、建築物の前面にゆとりとるおいのある空間の確保に努めること。	
		●塀、柵等は、デザインを工夫するとともに、その色彩は、周囲に溶け込むよう努めること。	
		●敷地境界部は、生垣による緑化の推進に努めること。	
●地域に合った樹木等により四季の演出を考慮した植栽に努めること。			
●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。			
●既存の樹木を適切に保全するよう努めること。			
●駐車場は、植栽等により、修景に努めること。			
●大規模な駐車場は、緑化舗装や高木性の樹木等により、修景に努めること。			
●道路から直接駐車する方式を避けるよう努めること。			
●ごみ置場は、収集口が道路側に直接面しないよう努めるとともに、建築物本体との統一性を持たせ、植栽による修景にも配慮すること。			

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 4/5

対象事項	景観形成基準	チェック欄																						
意匠	●周囲に与える突出感や違和感を軽減するよう努めること。 ●通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。																							
工 作 物 色 彩	●道路その他の公共の場所から見える部分の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りではない。																							
	みなとゾーン（信濃川河口から柳都大橋）																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">10メートル以下の壁面等</th> <th colspan="2">10メートルを超える壁面等</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">4以上 8.5以下</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">6以上 9以下</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>5 Y R ～ 5 Y</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4以下</td> <td style="text-align: center;">6以上 8未満</td> <td style="text-align: center;">4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">2以下</td> <td style="text-align: center;">6以上 9以下</td> <td style="text-align: center;">1以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等		明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 9以下	-	5 Y R ～ 5 Y	4以下	6以上 8未満	4以下	上記以外	2以下	6以上 9以下	1以下	
	色相		10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等																			
		明度	彩度	明度	彩度																			
無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 9以下	-																				
5 Y R ～ 5 Y		4以下	6以上 8未満	4以下																				
上記以外			2以下	6以上 9以下	1以下																			
萬代橋ゾーン（柳都大橋から八千代橋）																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">10メートル以下の壁面等</th> <th colspan="2">10メートルを超える壁面等</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">4以上 8.5以下</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">6以上 8.5以下</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>5 Y R ～ 5 Y</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4以下</td> <td style="text-align: center;">6以上 8未満</td> <td style="text-align: center;">4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">1以下</td> <td style="text-align: center;">6以上 8.5以下</td> <td style="text-align: center;">1以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等		明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 8.5以下	-	5 Y R ～ 5 Y	4以下	6以上 8未満	4以下	上記以外	1以下	6以上 8.5以下	1以下		
色相		10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等																				
	明度	彩度	明度	彩度																				
無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 8.5以下	-																				
5 Y R ～ 5 Y		4以下	6以上 8未満	4以下																				
上記以外			1以下	6以上 8.5以下	1以下																			

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 5/5

対象事項	景観形成基準				チェック欄	
工作物	河川ゾーン（八千代橋から本川大橋）					
	色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等		
		明度	彩度	明度	彩度	
	無彩色	3以上 8.5以下		-	6以上 9以下	-
	10R ～5Y			6以下	6以上 8未満	4以下
上記以外	2以下	6以上 9以下	1以下			
色彩	<p>●道路その他の公共の場所から見える部分の強調色（アクセントカラー）については、使用部分を地上10メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の地上10メートル以下の部分の面積の20分の1以下とし、萬代橋ゾーンの強調色については、次の表のとおりすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りではない。</p>					
	色相	明度	彩度			
	無彩色	3以上 8.5以下		-		
	5YR ～5Y			6以下		
	上記以外			2以下		
植栽	●地域に合った樹木等により四季の演出を考慮した植栽に努めること。					
	●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。					
	●周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう敷地周囲の植栽に努めること。					
土地の形質の変更	●のり面緑化や擁壁の前部緑化等により、周辺に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努めること。					
	●周囲と調和できるような形態及び色彩となるよう努めること。					
景観形成面で特に配慮した事項						

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。